

タブレット端末利用ガイドライン (第2版) 【中学校用】

有田市教育委員会

このタブレット端末は、普段の学習で活用します。皆さんの学びをより豊かにするとともに、これから情報化がさらに進んでいく社会を生きていく上で必要な力をつけることを目的に整備しています。大変便利な道具ですが、使い方を誤ると大きなトラブルに発展することも考えられます。学校で使う時も、家に持ち帰って使う時も、タブレット端末を活用するにあたり、次のガイドラインを必ず守りましょう。

タブレット端末本体の使用にあたって

このタブレット端末の所有者は有田市であり、有田市内各小中学校に在籍している児童生徒に貸与されます。



① タブレット端末は丁寧に扱うようにしましょう。

特に落としたりすると簡単にヒビが入ったり割れたりします。

② ペンやえんぴつで触れたり、落書きをしたりしないようにしましょう。

また、磁石を近づけたり、水に濡らしたりしてはいけません。

③ 直射日光が当たる場所には、長時間置かないようにしましょう。

④ 持ったまま走ったり、直接地面に置いたりしないようにしましょう。



⑤ タブレット端末を他人に貸してはいけません。他人のタブレット端末を勝手に触ることや人に貸し出すことは、様々なトラブルを生み、重大なプライバシー侵害等の訴訟問題に発展することがあります。

⑥ タブレット端末に不具合があったり、破損したりした場合は、すぐ学校に申し出てください。有田市で修理します。ただし、故意による破損の場合は対象外(保護者負担)となります。

⑦ 学校でインストールしているアプリやアイコンを勝手に削除してはいけません。

⑧ 学校でインストールしている以外のアプリを勝手にインストールしてはいけません。

⑨ 端末シールは、はがさないようにしてください。もしはがれそうになった場合は、すぐに学校に申し出てください。

⑩ タブレット端末とセットでタッチペンも一緒に貸与します。

紛失しないようにしてください。

⑪ タブレット端末の充電は、各学校が定めた方法で行います。



みんなが安全に使うために

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要です。

- ① 自分のアカウントやパスワードは、絶対に他人に教えてはいけません。
- ② 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- ③ 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- ④ 誰かの写真や動画を撮るときは、必ず本人の許可をもらう必要があります。本人の許可なく、勝手に写真や動画を撮ってはいけません。また、本人の許可なく個人の画像や動画などをインターネット上にあげてはいけません。
- ⑤ インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしないようにしましょう。
- ⑥ インターネットの使用で、もし不審なWebサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に伝えましょう。（インターネットの閲覧等には制限をかけています。）
- ⑦ 有料データベースの利用やオンラインショップの利用は禁止します。これらを利用したことによって生じた損害・費用は児童生徒個人及び保護者の責任となります。



健康のために

- ① タブレット端末を使用するときは、よい姿勢を保ち、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。
(目とタブレット端末の画面との距離は30cm以上離すようにする)
- ② 長時間にわたって継続して画面を見ないように、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して遠くを見るなどして目を休めるようにしましょう。
- ③ 使用時間を守るようにしましょう。
家庭学習などで端末を使う場合、就寝1時間前からは機器の利用を控えましょう。



自分たちの学びを豊かにするために、ルールを守って使おう！



有田市教育委員会